

(案)

造林事業請負契約書

- 1 事業名 造林・保安林総合改良整備事業（別役北山1166ろ1林小班外9 下刈作業外4）
- 2 事業場所 高知県安芸郡東洋町野根 別役北山国有林1166林班ろ1小班外9
- 3 事業量 別紙 事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和8年1月30日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額

〔注〕 () の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
○	部分払	2 回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 高知県安芸市川北乙1773番地6
 氏名 分任支出負担行為担当官
 安芸森林管理署長 石原 敬史 印

請負者 住所
 氏名

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

事業内訳書

記入 番号	作業種	国有林名	林小班	面積 (数量)	単位	樹種・本数			事業期間
						スギ	ヒノキ	計	
1	下刈 (筋刈)	別役北山	1166ろ1	3.16	ha				別途協議
2	下刈 (筋刈)	別役北山	1166ろ2	4.29	ha				別途協議
3	下刈 (筋刈)	別役北山	1166ろ3	2.78	ha				別途協議
4	下刈 (全刈)	別役北山	1166ろ4	4.20	ha				別途協議
5	下刈 (全刈)	別役南山	1173い1	5.60	ha				別途協議
6	下刈 (全刈)	別役南山	1173い2	5.94	ha				別途協議
7	下刈 (全刈)	奥山	1178い	6.48	ha				別途協議
1	改植地拵	奥山	1178ろ5	0.22	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和8年1月30日
1	改植植付	奥山	1178ろ5	0.22	ha		594本	594本	自 契約締結日の翌日 至 令和8年1月30日
	単木保護具	奥山	1178ろ5	0.22	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和8年1月30日
1	本数調整伐A	宝蔵山	2120ち	4.93	ha		32% 450本		自 契約締結日の翌日 至 令和8年1月30日
2	本数調整伐A	久木谷山	2244い	7.75	ha	33% 399本	30% 526本		自 契約締結日の翌日 至 令和8年1月30日
	合計			45.79	ha				

1. 本数伐採率は実地調査(収穫調査)の本数伐採率とする。

2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は(本)、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率(%)、下段はha当りの目安伐採本数(本)である。

材料仕様書

1. この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2. 材料の規格及び数量

材料名	規格	単位	数量	備考
単木保護具	-	セット	594	セット内訳下記6のとおり
ヒノキコンテナ苗	苗長35cm上 根元径3.5mm上	本	594	
コンテナ苗用袋	1枚40本入り	枚	15	

3. 請負者は、2.を購入した場合は、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

4. 請負者は、上記2.の苗木について、花粉症対策済みの苗木が調達可能な場合は、優先的に使用すること。

5. 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

6. 単木保護具のセット内容は下記を基本とする。

部材名	品質・規格	数量
① 保護カバー	設置仕様書を満たす寸法以上 耐候性仕様	1枚
② 支柱	ネット設置に適した長さや強度を有するもの	1式
③ 留め具	①②を固定する金具等	1式
④ 押さえ杭	①と地面を密着させるために適した長さや強度を有するもの	1式

7. 材料は、この仕様書に定める品質・規格を満たすものを選定しなければならない。
上記6.について、同等品(品質・規格が同等以上)を選定する場合は、品質・規格が同等品であることが証明できる書類を提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

(造請－ 1 7)

下 刈 作 業 仕 様 書

下刈作業については、造林事業請負標準仕様書第30条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。
- 2 施工方法等については、事業内訳書及び次のとおりとする。
 - ア 全刈りは区域内に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、植筋については樹高の1/3以下、置筋については1/2以下に刈り払うものとする。
 - イ 筋刈りは植筋に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、樹高の1/3以下に刈り払うものとする。
- 3 植栽木に巻きついている蔓茎類は、すべて根元から切り離し、植栽木の生育に支障のあるものは取り除くこと。
- 4 刈払いに際しては、特に植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意し倒伏もしくは土砂に埋れたもの等があるときは、適宜の処置を講ずること。
- 5 刈払いした雑草木竹類は、植栽木の障害にならないよう処理すること。
- 6 契約約款第32条及び第38条による検査の結果、植栽木の損傷が次の許容損傷率を超えた場合は、発注者は請負者に対して損害賠償の請求をすることができるものとし、その額は、発注者が別に定める賠償基準により算定した額によるものとする。

経過年	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内
許容損傷率	5%	4%	3%	2%	1%

- 7 作業中に獣害防護ネット等を切断・破損した場合は同等品程度の部材で補修すること。

(造請一 16)

改植作業仕様書(コンテナ苗植栽)

改植作業については、造林事業請負標準仕様書第 27・28 条によるほか次のとおりとする。

1 植付箇所の刈払い

- (1) 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- (2) 区域内の雑草木は、全部をできるだけ低く刈払うこと。
- (3) 刈払物及び残存する末木枝条類(以下「刈払物等」という)は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。

① 筋置

ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。

植幅	2.5 m	筋置幅	1.5 m
----	-------	-----	-------

イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。

ウ 植幅、置幅については、①アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の 20%以上減にならないもの又は置幅の 20%以上増にならないこと。

2 植付

(1) 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。

① 植付本数 ha 当たり 2,700 本

② 列間距離 2.0 m 苗間距離 1.9 m

③ 植穴の大きさは、植え付けるコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着できる大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が 2 cm 程度深くなる深さとする。

(2) 前記基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。

(3) 植付地点を中心として四方に落葉、雑草等の地被物を取り除き、前記大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。

(4) 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないように土を入れるなどの処置を講じ、地表面より 2 cm 程度深く垂直に植付けること。

(5) 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。

(6) 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。

(7) 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。

(8) 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせず、シート等の上

に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

(9) 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。

(10) 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。

(11) この仕様書により難しいことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

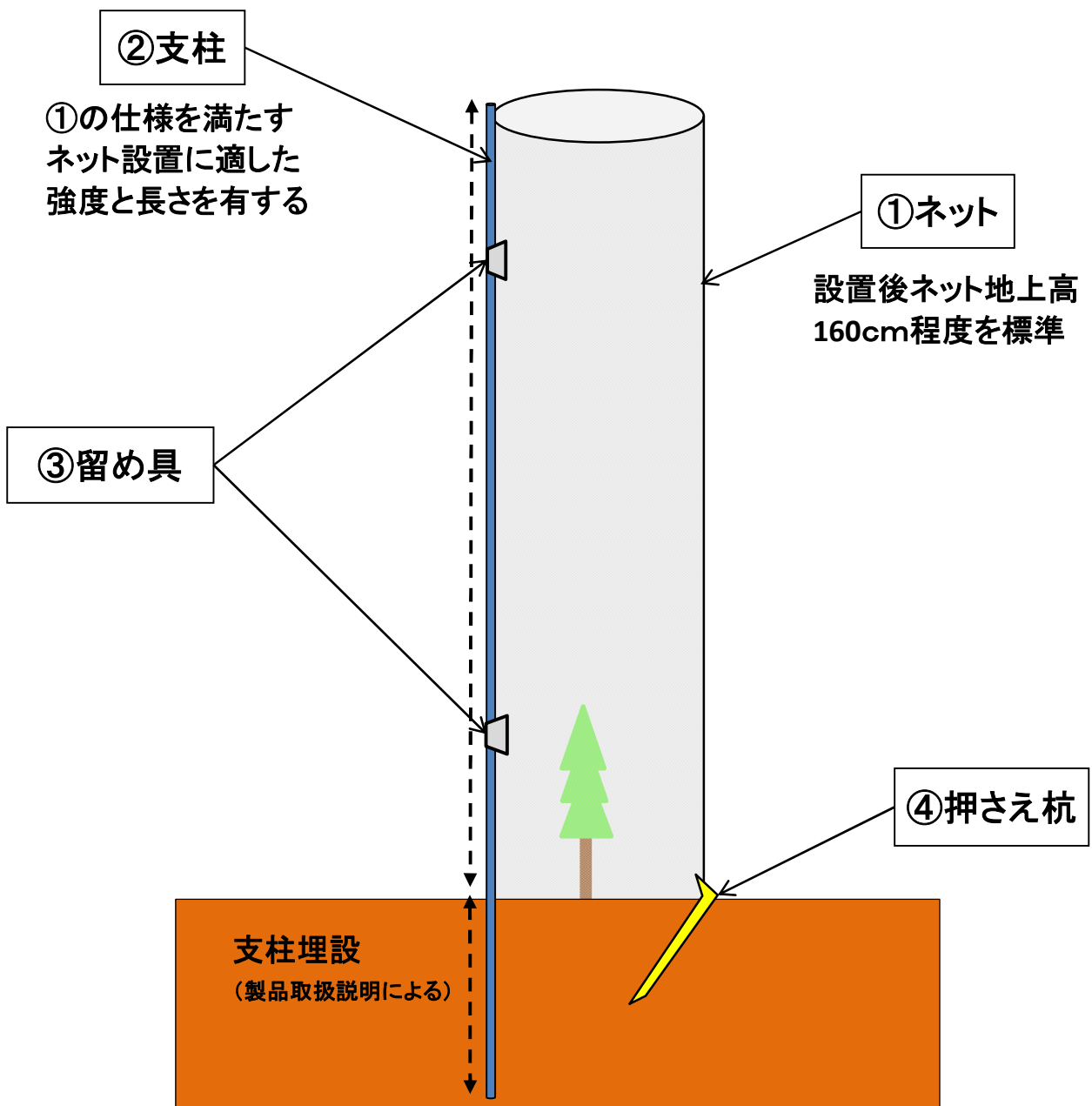
(造請－ 2 3)

本数調整伐 A 作業仕様書（未選木林分）

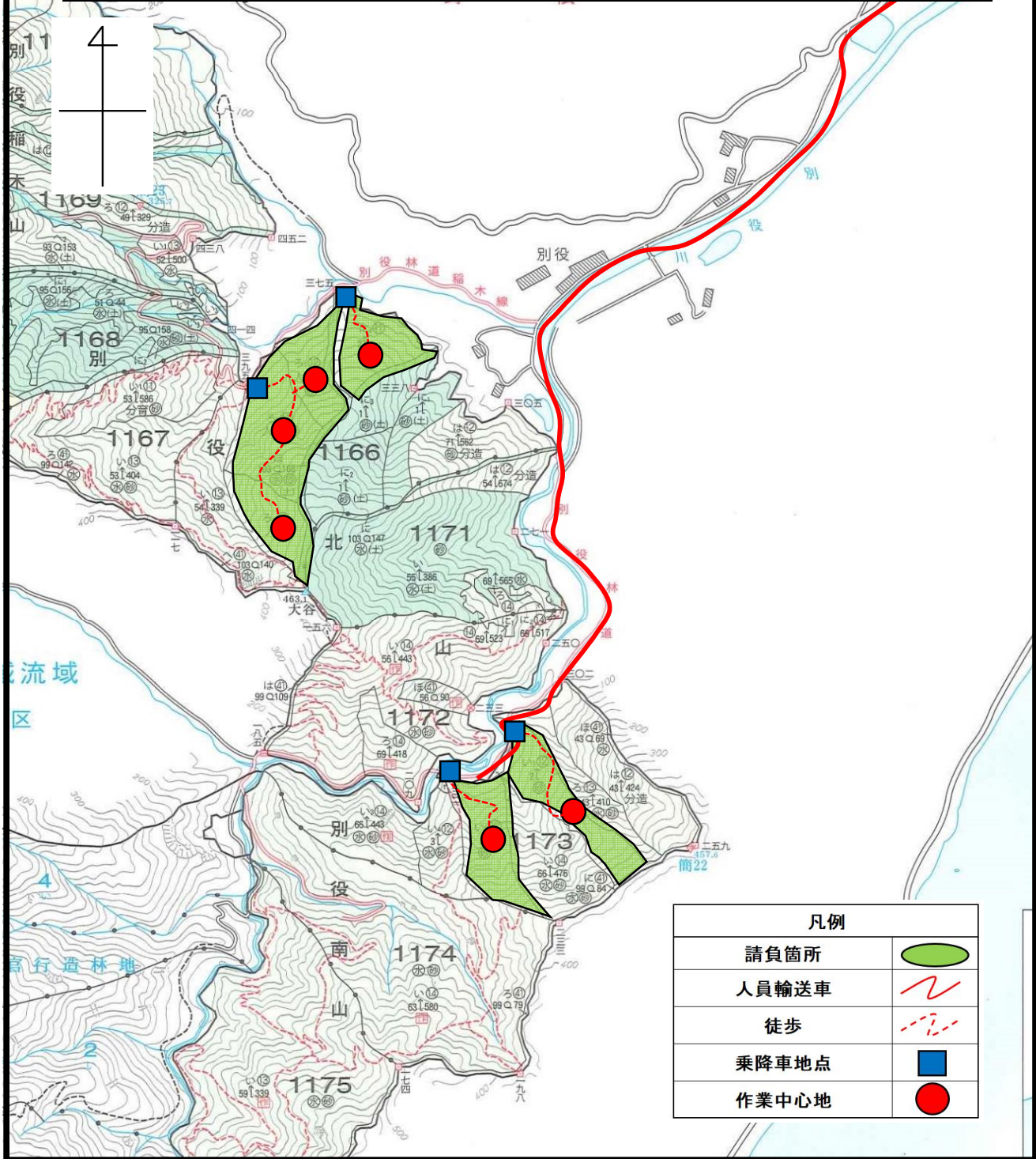
- 1 作業地は、現地において発注者の指示した区域とする。
- 2 本数調整伐 A の対象木を標示していない場合は、存置しても価値の向上が期待できない損傷木、曲がり木、二股木等の形質不良木等から選木伐採するものとし、標準地又は類似林分の選木状況に準じ、対象木を選木しなければならない。
なお、造林木の生長を阻害しているもの及び造林木の生長を阻害する恐れのある雑木類は本数調整伐 A の対象とする。
- 3 造林木の生育に支障のない広葉樹等の侵入木は保存すること。
- 4 本数調整伐 A の選木に当たっては、残存木の樹冠配置を考慮し、林分を著しく阻害することのないように留意すること。
- 5 本数調整伐 A の伐採高は、1.2m 以内とする。
- 6 伐倒する場合は、必要に応じて受口を切り、努めて横方向に伐倒するものとし、伐倒木の滑落及び他の造林木を損傷しないよう留意する。
- 7 選木伐採本数の伐採率の許容範囲は、事業内訳書に記載の本数伐採率プラス 10% とする。
- 8 伐倒木は、残存木に伐りかけたまま放置することなく、地面に引き落とし、等高線に平行に存置することとする。また、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、樹幹を玉切りし、後続作業の支障とならないよう処理すること。
- 9 造林木に巻きついている蔓茎類は、根元から切り離しておくこととする。
- 10 この仕様書により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示によることとする。

単木保護具設置仕様書及び定規図（ネットタイプ）

- 1 現地において表示または、指示した区域の植栽木に材料仕様書で定める単木保護具を設置すること。
- 2 支柱は、地面に打ち込み、しっかりと固定すること。
- 3 ネットは、真っ直ぐかぶせるとともに、地面とのすき間ができないように杭を打ち込むこと。
- 4 留め具を用いて支柱とネットを固定すること。
- 5 材料使用日誌に各人の設置本数を設置日毎に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。
- 6 設置については、購入メーカーの製品取扱説明書等を参照すること。
- 7 この仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施すること。

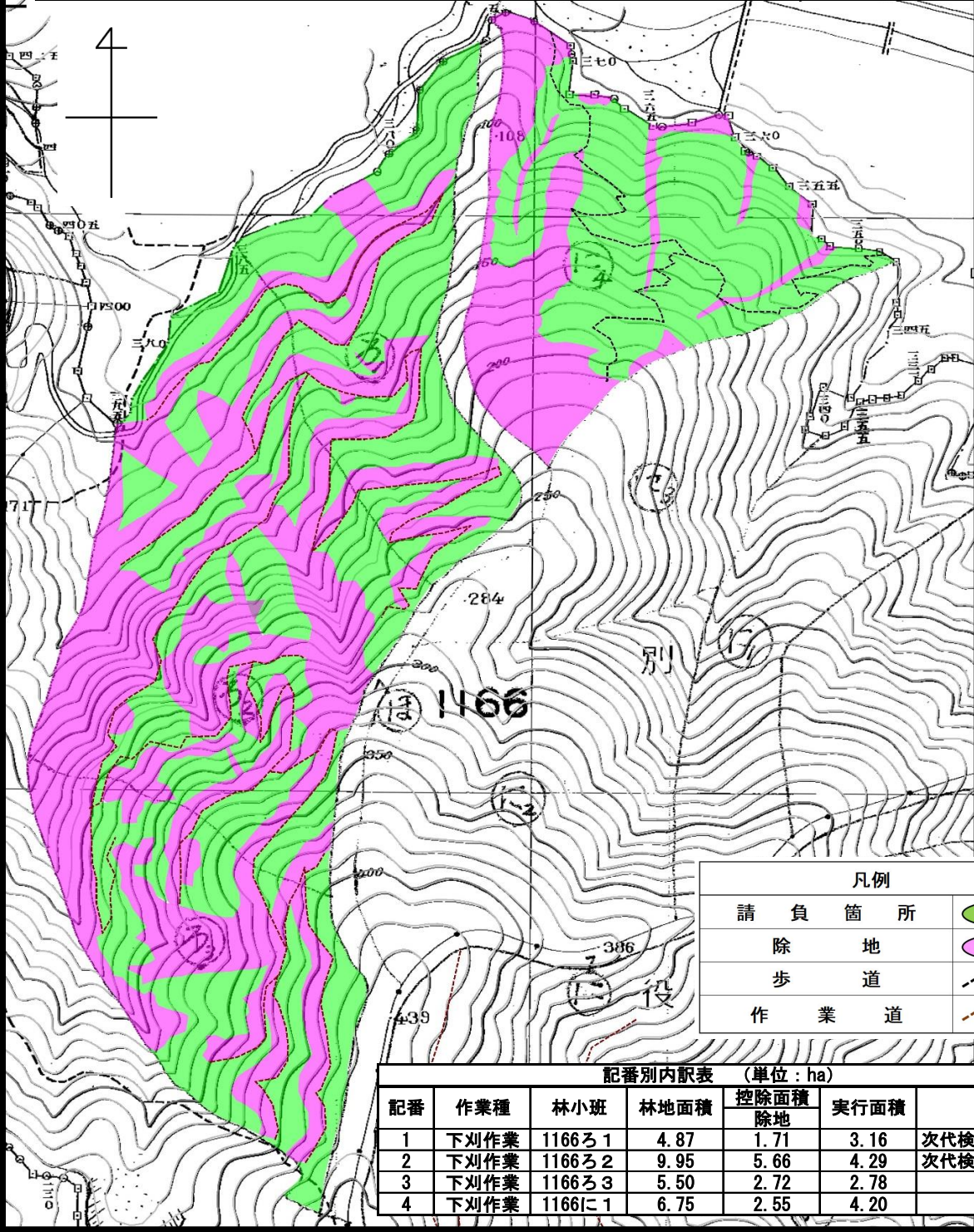


令和7年度 造林請負事業予定地
 下 刈 作 業 請 負 箇 所 位 置 図
 別 役 北 山 1166 ろ 1 林 小 班 外 5 S=1:20,000
 野 根 森 林 事 務 所



凡例	
請負箇所	
人員輸送車	
徒歩	
乗降車地点	
作業中心地	

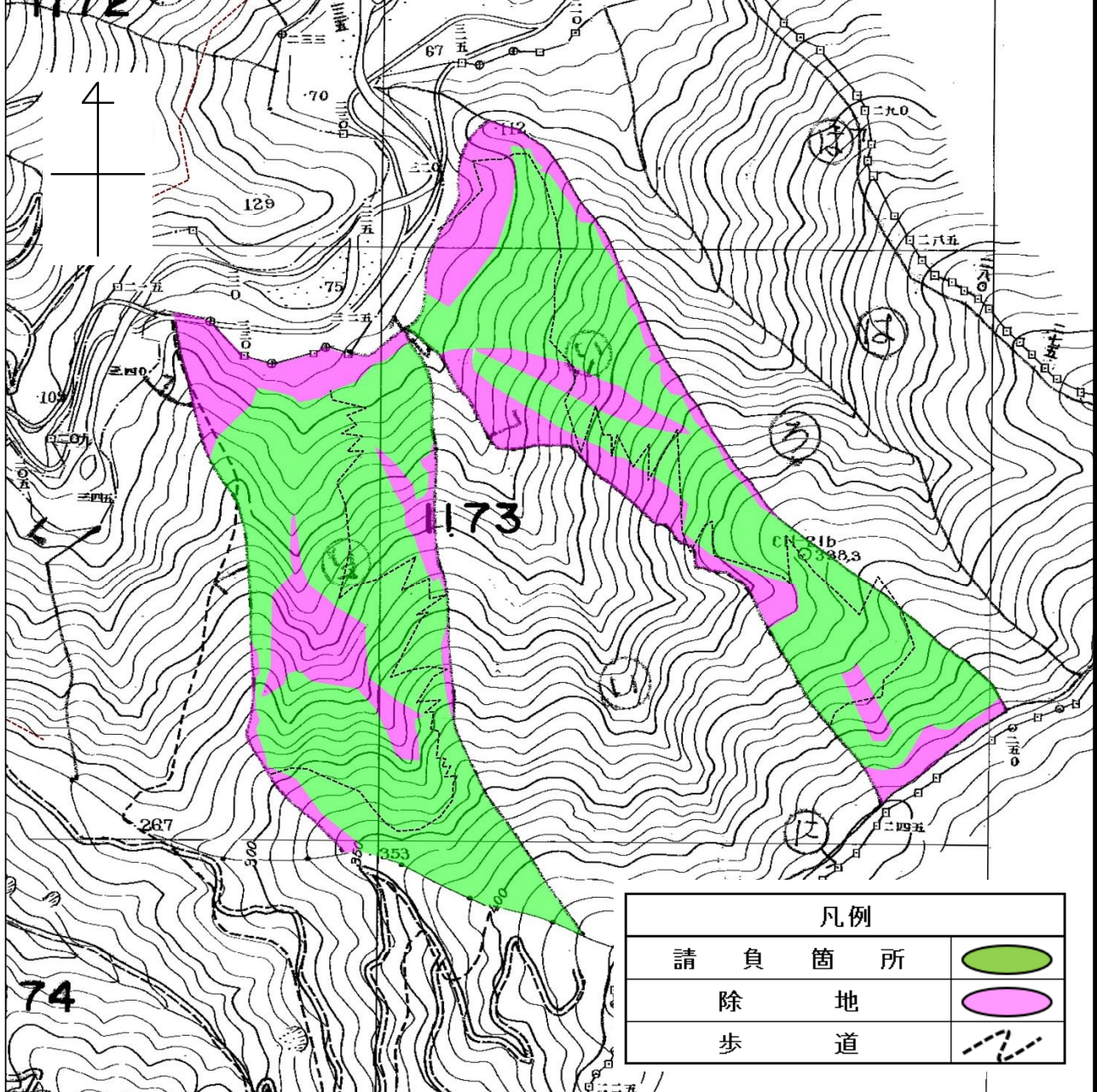
令和7年度 造林請負事業予定地
 下刈作業請負箇所実測図
 別役北山1166ろ1林小班外5 S=1:5,000
 野根森林事務所



請負箇所	
除地	
歩道	
作業道	

記番	作業種	林小班	林地面積	控除面積		備考
				除地	実行面積	
1	下刈作業	1166ろ1	4.87	1.71	3.16	次代検定林を含む
2	下刈作業	1166ろ2	9.95	5.66	4.29	次代検定林を含む
3	下刈作業	1166ろ3	5.50	2.72	2.78	
4	下刈作業	1166に1	6.75	2.55	4.20	

令和7年度 造林請負事業予定地
 下刈作業請負箇所実測図
 別役北山1166ろ1林小班外5 S=1:5,000
 野根森林事務所

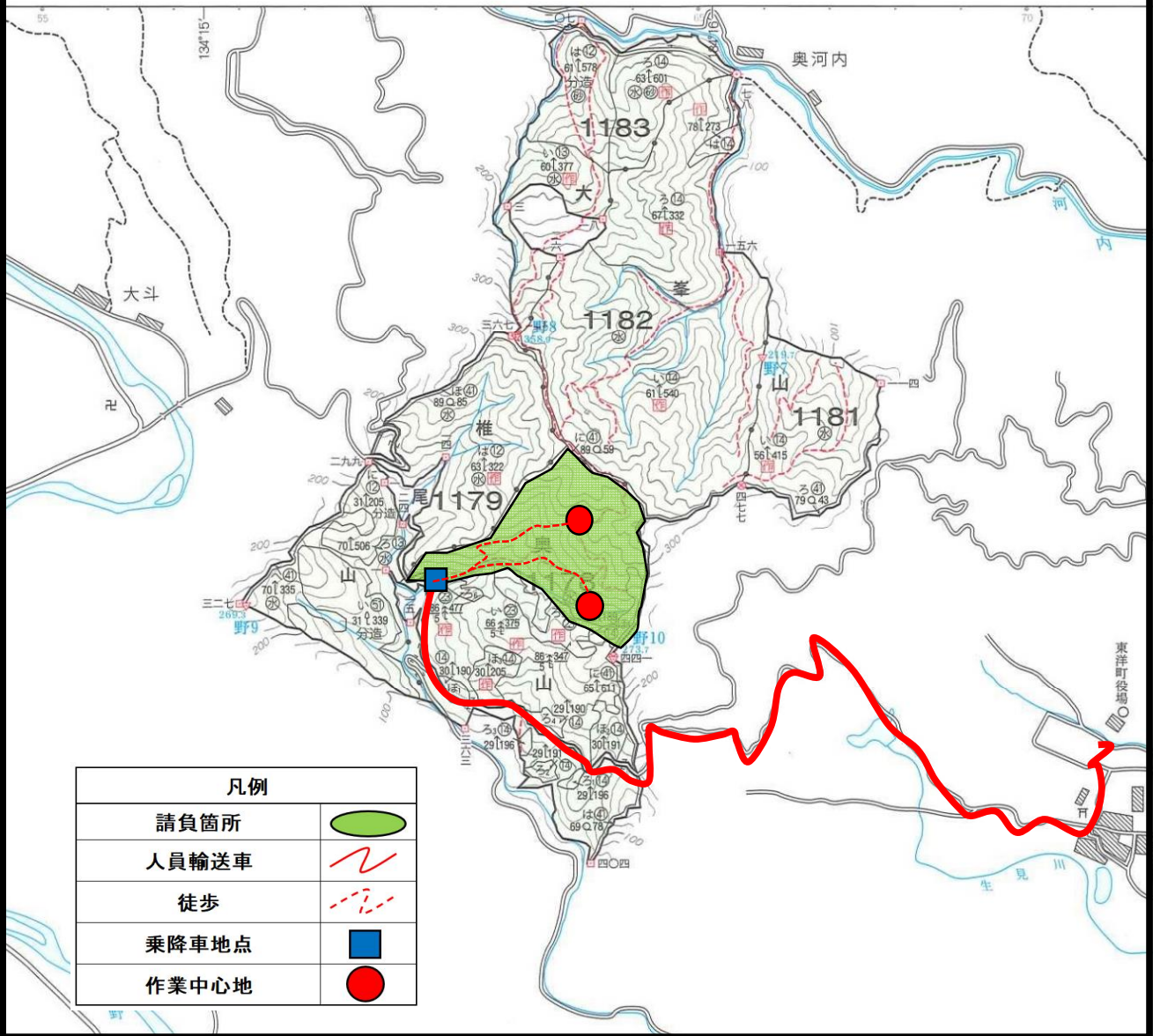
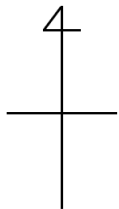


請負箇所	
除地	
歩道	

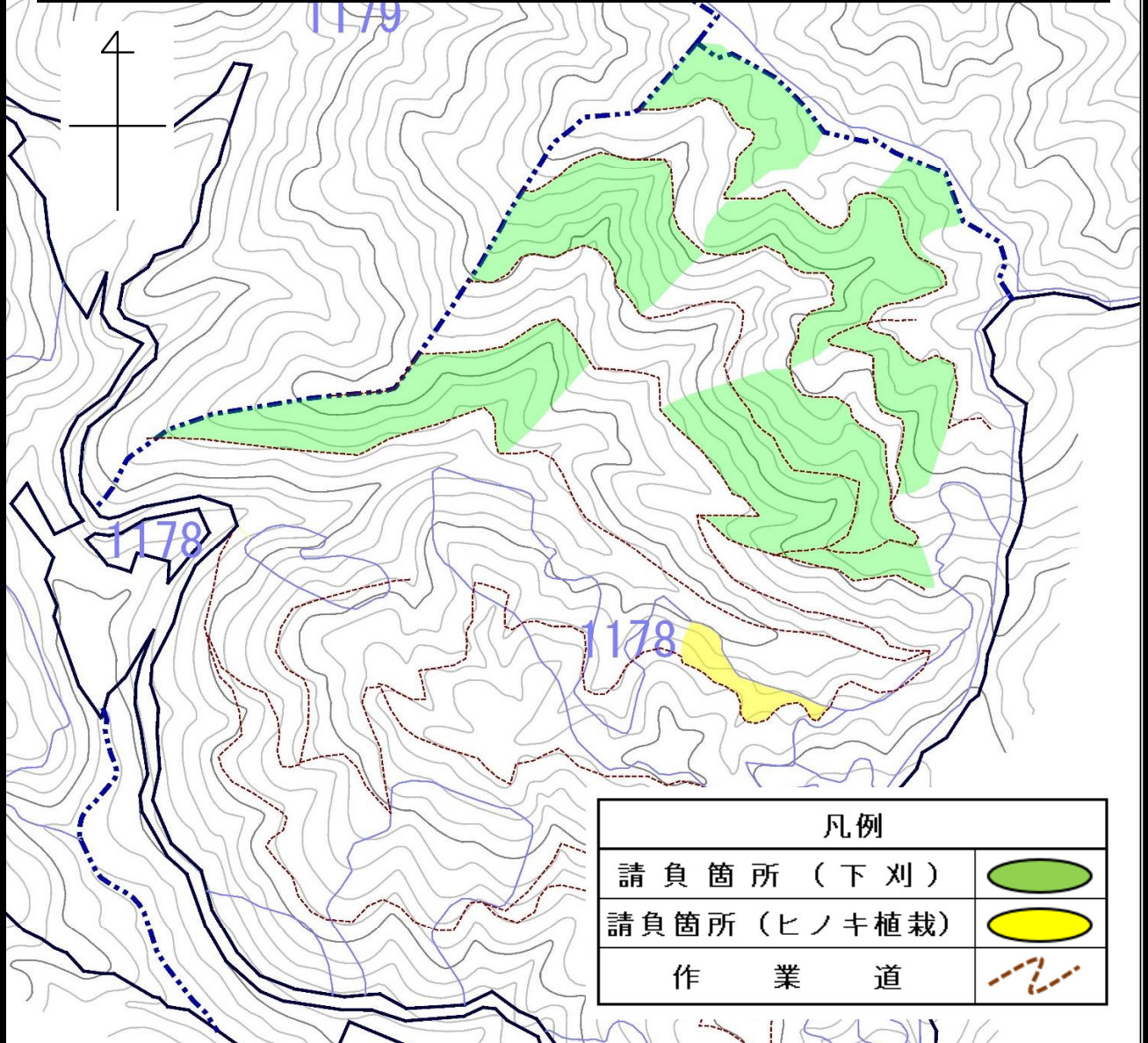
記番	作業種	林小班	林地面積	控除面積	実行面積	備考
				除地		
5	下刈作業	1173い1	7.44	1.84	5.60	
6	下刈作業	1173い2	7.79	1.85	5.94	

1:5,000

令和7年度 造林請負事業予定地
 下刈作業外3請負箇所位置図
 奥山1178い林小班外1 S=1:20,000
 野根森林事務所



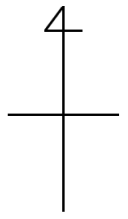
令和7年度 造林請負事業予定地
 下刈作業外3請負箇所実測図
 奥山1178い林小班外1 S=1:5,000
 野根森林事務所








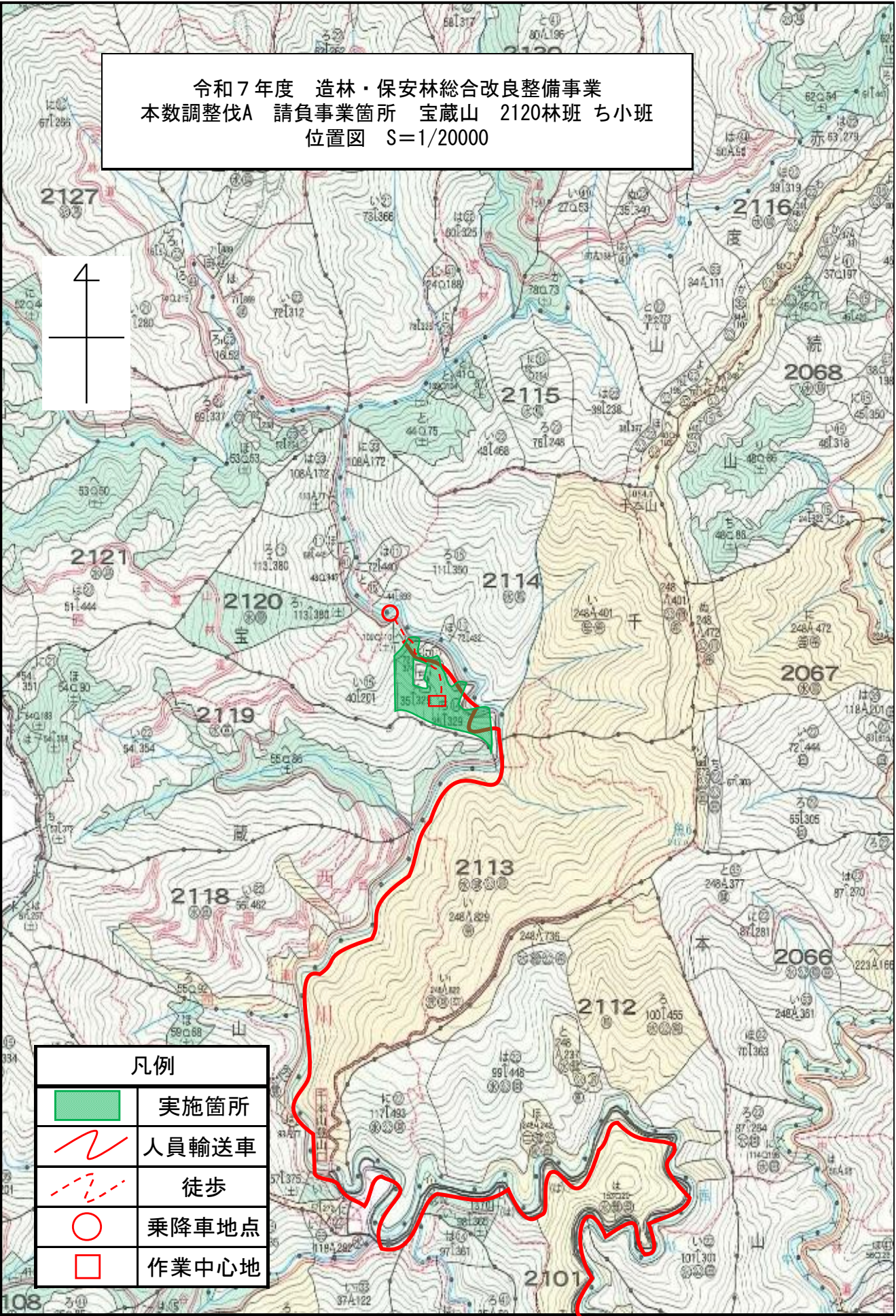
凡例	
請負箇所（下刈）	
請負箇所（ヒノキ植栽）	
作業道	

記番別内訳表（単位：ha）						
記番	作業種	林小班	林地面積	控除面積	実行面積	備考
				除地		
7	下刈作業	1178い	43.5	37.02	6.48	
1	改植地拵作業	1178ろ5	2.96	2.74	0.22	
1	改植植付作業	1178ろ5	2.96	2.74	0.22	
-	単木保護具	1178ろ5	2.96	2.74	0.22	

令和7年度 造林・保安林総合改良整備事業
 本数調整伐A 請負事業箇所 宝蔵山 2120林班 ち小班
 位置図 S=1/20000



凡例	
	実施箇所
	人員輸送車
	徒歩
	乗降車地点
	作業中心地

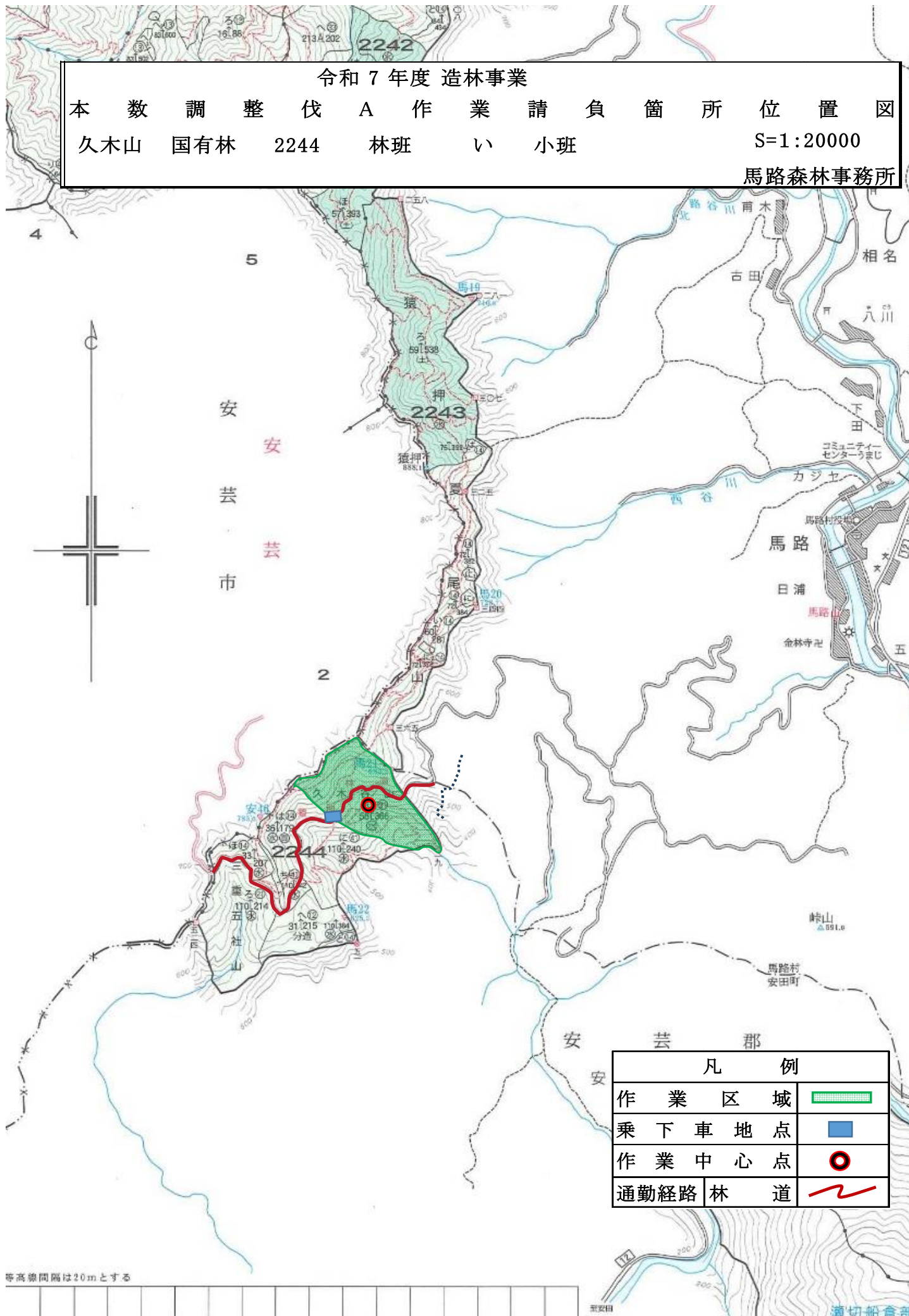


令和7年度造林事業

本数調整伐A作業請負箇所位置図
 久木山 国有林 2244 林班 い 小班

S=1:20000

馬路森林事務所



凡 例	
作 業 区 域	
乗 下 車 地 点	
作 業 中 心 点	
通勤経路	
林 道	

等高線間隔は20mとする



荒安田

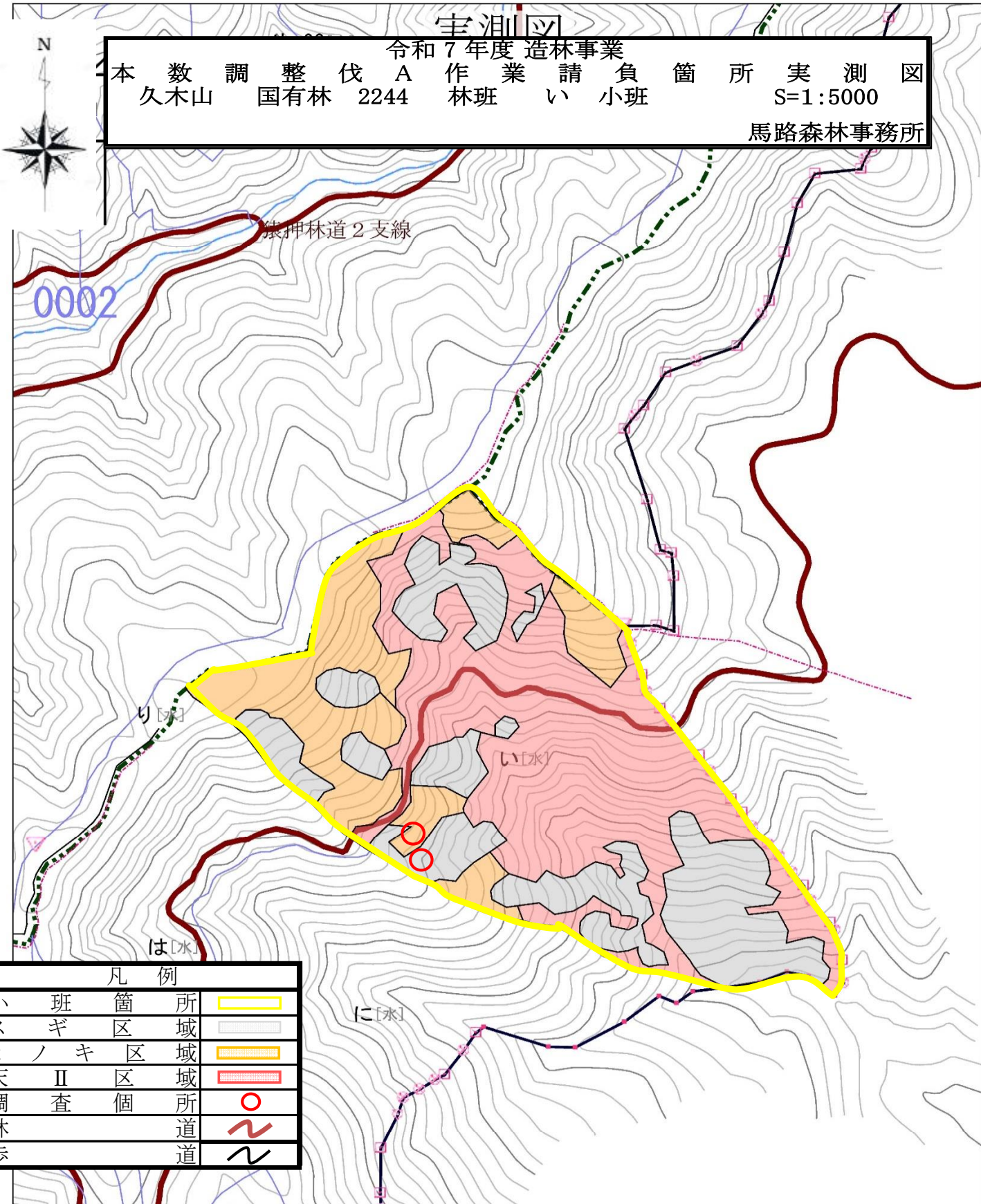
瀧切船倉部

宝淵

令和7年度造林事業

本数調整伐A作業請負箇所実測図
久木山 国有林 2244 林班 い 小班 S=1:5000

馬路森林事務所



凡例	
小班箇所	
スギ区	
ヒノキ区	
天II区	
調査箇所	
林道	
歩道	

記番内訳表 (単位:ha・km)

記番	作業種	林小班	林地面積 (ha・km)	控除面積 (ha・km)		実行面積 (ha・km)	備考
				天II	除外地		
2	本数調整伐A	2244い	14.17	6.06	0.36	7.75	スギ 4.25ha ヒノキ 3.50ha